



平成 26 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 NTN株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大久保 博司
(コード番号 6472 東証 第一部)
問 合 せ 先 広報・IR 部長 孝橋 宏二
(TEL.06-6443-5001)

中国国⼾発展改革委員会からの決定受領について

2014 年 8 月 19 日、当社は、中国国⼾発展改革委員会(以下「NDRC」)から中国国内におけるベアリング(軸受)の取引に関する決定を受け取りましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 決定の主な内容

中国国内におけるベアリング(軸受)の取引に関して、NDRC は、当社および当社中国子会社による中華人民共和国独占禁止法違反行為について、当社に対し計 1 億 1,916 万人民元(約 19 億円)の制裁金を課すことを決定しました。

2. 経緯

当社は、ベアリング(軸受)の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとの理由で、NDRC の調査を受けておりました。

法令・ルールの遵守に努めてきたにもかかわらず、このような事態になり、株主、お客様をはじめ、関係の皆様には多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、本決定を受領したことを厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、今後とも法令、社会規範、倫理、社内規程などの遵守をグローバルに徹底し、公正・誠実な競争による事業活動を推進してまいります。

3. 業績への影響について

上記金額につきましては、平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算において特別損失として計上する予定であります。

なお、当第 2 四半期(累計)の業績予想に修正が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

以上